

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

| 審議テーマ         | 現行基本計画の該当項目   |
|---------------|---|
| 企業活動に係る統計の整備  | <p>① 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。</p> <p>② 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>  |
| これまでの統計委員会の意見 | <p>&lt;諮問第78号の答申（平成27年6月25日）&gt;（「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」（平成22年12月17日付け府統委第154号）の「今後の課題」への対応状況）</p> <p>企業の内部取引額を、企業の売上（収入）金額と当該企業の傘下事業所の売上（収入）金額の合計額との差分から算出することは、事業所単位での売上（収入）金額の把握ができない業種（ネットワーク型産業）が存在すること等から困難であること、また、企業の内部取引額を把握することによる報告者負担の増加について企業の理解が得られにくいことから、今回調査において、全産業で企業の内部取引額を把握することは困難であるとしている。</p> <p>これについては、本調査の目的が、包括的な産業構造の把握とともに他の統計調査の母集団情報の整備であることを踏まえると、上記課題について報告者負担の観点から今回調査において対応することは困難であるとの調査実施者の結論は、やむを得ないものとする。</p> <p>ただし、企業の内部取引額の把握については、第Ⅱ期基本計画における課題として掲げられていることから、今回の検討結果も踏まえつつ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の取組の中で検討を進めていくことが重要である。【②関連】</p> |
| 各種研究会等での指摘    | <p>&lt;産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書&gt;</p> <p>同一企業内取引の把握について、事業所を対象とする統計調査で網羅的に把握することは困難であることから「企業活動を産業横断的に把握する統計」の一環として、「財の移動を伴う企業内取引」と「財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）」の両面から、その把握可能性を検討したものの、以下の理由から困難との結論を得た。(a) 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在し、報告者負担の増加が伴う。(b) 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定される。(c) 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることは、大きな報告者負担が発生する。【②関連】</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>              | <p>① 情報通信業基本調査の基幹統計化については、問題点及び方向性の整理、あり方に関する勉強会を行うとともに、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループに参画し検討を行った。今後は産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループの検討結果及びサービス関連統計における本調査の取り扱いについての検討を踏まえ、平成29年度までに一定の結論を得る予定。</p> <p>② ・平成27年6月に開催した第15回「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」にて本件に関する検討を開始し、把握の必要性や既存調査事項における算出の可能性等を整理した。また、企業活動の産業横断的把握の観点から同一企業内取引に関する検討を平成28年度委託研究に組み込み、その一環として実施した企業ヒアリング結果及び「財の移動を伴う企業内取引」と「財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）」の両面から、その把握可能性を検討したものの、以下の理由から困難との結論を得た。</p> <p>(a) 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在し、報告者負担の増加が伴う。</p> <p>(b) 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定される。</p> <p>(c) 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることは、大きな報告者負担が発生する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粋持株会社実態調査の結果を踏まえ、平成28年度から、純粋持株会社グループの活動実態把握方法の方向性の検討及び有識者へのヒアリングを行った。29年度は、調査研究により平成26年経済センサス - 基礎調査の「親会社と子会社の名寄せによる集計に関する特別集計」との比較分析を行い、純粋持株会社グループの活動を明らかにする予定。</p> |
| <p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p> | <p>○ ①については、本年度中に基幹統計化についての結論を得る予定であることから、今後の状況を踏まえ次期基本計画へ記載するかどうか検討してはどうか。</p> <p>○ ②の統計調査における同一企業内取引の把握可能性については、把握は困難との結論を得たことから次期基本計画には記載しない方向でどうか。</p> <p>○ ③については、本年度末まで実施する調査研究により、平成26年経済センサス - 活動調査の特別集計との比較分析を行い、純粋持株会社グループの活動を明らかにすることとしており、現行基本計画の目的は達成される見込みである。今後は、事業所母集団データベースにおけるプロファイリング活動の中で企業グループの把握も行うことが考えられるので、企業活動における統計整備の課題としては達成したとの整理でどうか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;<br/> (①及び③の課題について、引き続き取り組みが必要との判断となった場合に、該当事項を記述。)</p>   |
| <p><b>備考（留意点等）</b></p>                  |  |